

議案第99号

勝山市福祉健康センター「すこやか」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市福祉健康センター「すこやか」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

施設の使用料の一部を見直し、利用者の利便性向上を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市福祉健康センター「すこやか」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市福祉健康センター「すこやか」の設置及び管理に関する条例(平成17年勝山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第7条 センターの使用料の額は、別表第1のとおりとする _____。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定による使用料は、センターの使用者からセンターの使用を許可する際に徴収する_____。ただし、市長が特にやむをえないと認めるときは、使用後に徴収することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 センターの1時間当たりの使用料の額は、別表第1の区分により、使用者から徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定による使用料は、_____センターの使用後30日以内に納付しなければならない。ただし、市長が特にやむをえないと認めるときは、使用後に徴収することができる。</p> <p>4 センターの使用申請に1時間未満の時間がある場合は、次に掲げる区分の使用料とする。</p> <p>(1) 使用申請時間が30分以下のときは、1時間当たりの使用料の2分の1</p> <p>(2) 使用申請時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間当たりの使用料</p>

(新設)

(新設)

(新設)

(使用料の減免)

第8条 (略)

(使用料の還付)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

別表第1(第7条関係)

1 基本使用料

5 使用許可を受けた時間を超えて使用しようとする者は、その都度使用許可を得て次に掲げる区分に従って使用料を納付しなければならない。

(1) 使用時間が30分以下のときは、1時間当たりの使用料の2分の1

(2) 使用時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間当たりの使用料

6 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

(使用料の督促)

第8条 市長は、使用料を前条第3項の納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 この条例に定めるもののほか、債権の管理については、勝山市債権管理条例(平成27年勝山市条例第2号)の例による。

(使用料の減免)

第9条 (略)

(使用料の還付)

第10条 (略)

(委任)

第11条 (略)

別表第1(第7条関係)

単位 [円]

室名	午前		午後		夜間		全日	
	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日
	多目的ホール	7,440	8,900	10,690	12,890	15,500	18,750	22,630
第1会議室	3,560	4,300	5,130	6,180	7,440	8,900	10,690	12,890
第2会議室	1,260	1,470	1,680	1,990	2,300	2,720	3,250	3,880
和室	1,260	1,470	1,680	1,990	2,300	2,720	3,250	3,880
創作活動交流室1	1,470	1,680	1,990	2,300	2,720	3,250	3,880	4,610
創作活動交流室2	1,150	1,360	1,570	1,890	2,200	2,620	3,140	3,770
栄養指導実習室	4,710	5,660	6,810	8,170	9,850	11,840	14,250	17,180
録音室	730	840	940	1,050	1,260	1,470	1,680	1,990
ボランティア	630	730	840	940	1,050	1,260	1,470	1,680

単位 [円]

室名	平日			土・日・祝日		
	基本	営利事業、宣伝、その他これらに類する目的のために使用する場 合		基本	営利事業、宣伝、その他これらに類する目的のために使用する場 合	
		勝山市民	勝山市民以外		勝山市民	勝山市民以外
多目的ホール	3,300	4,950	6,600	3,980	5,970	7,960
第1会議室	1,570	2,350	3,140	1,890	2,830	3,780
第2会議室	500	750	1,000	590	880	1,180
和室	500	750	1,000	590	880	1,180
創作活動交流室1	590	880	1,180	700	1,050	1,400
創作活動交流室2	470	700	940	570	850	1,140
栄養指導実習室	2,090	3,130	4,180	2,510	3,760	5,020
録音室	280	420	560	320	480	640
ボランティア活動	240	360	480	280	420	560

活動室1								
ボランティア活動室2	630	730	840	940	1,050	1,260	1,470	1,680
相談室1	210	310	420	520	630	730	840	940
相談室2	210	310	420	520	630	730	840	940
相談室3	210	310	420	520	630	730	840	940
展示交流スペース	840	940	1,050	1,260	1,470	1,680	1,990	2,300
集団検診室 (保健指導室、 観察室含む)	3,880	4,610	5,550	6,700	8,070	9,740	11,730	14,140
診察室	1,890	2,200	2,620	3,140	3,770	4,500	5,450	6,500

使用時間区分

午前：8時30分から12時30分まで

午後：13時から17時まで

夜間：18時から21時30分まで

全日：8時30分から21時30分まで

2 次の各号の一に該当する場合の使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 入場料その他これに類するもの(以下「入場料」という。)

を徴収して使用する場合(この場合において、額の異なる2種類以上の入場料を徴収するときは、その平均した額を入場料

室1								
ボランティア活動室2	240	360	480	280	420	560		
相談室1	120	180	240	150	220	300		
相談室2	120	180	240	150	220	300		
相談室3	120	180	240	150	220	300		
展示交流スペース	320	480	640	370	550	740		
集団検診室(保健指導室、観察室含む)	1,710	2,560	3,420	2,060	3,090	4,120		
診察室	800	1,200	1,600	960	1,440	1,920		

(削る)

の額とする。)

ア 入場料の額が100円以上300円未満のとき。 20パーセント
ト

イ 入場料の額が300円以上500円未満のとき。 40パーセント
ト

ウ 入場料の額が500円以上700円未満のとき。 60パーセント
ト

エ 入場料の額が700円以上1,000円未満のとき。 80パーセント
ト

オ 入場料の額が1,000円以上 100パーセント

(2) 入場料を徴収せず催物のために使用する場合

市長がその都度定める率

(3) 入場料を徴収せず営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合

ア 勝山市民が使用するとき。 50パーセント

イ 勝山市民以外の者が使用するとき。 100パーセント

(4) 使用者が使用時間区分(基本使用料表の午前、午後、夜間又は全日の区分をいう。)ごとにそれぞれ定められた時間を超えて使用した場合

ア 超過時間が30分以上1時間未満のとき。 30パーセント

イ 超過時間が1時間以上2時間までのとき。 50パーセント

(5) 冷房又は暖房を使用する場合

ア 冷房を使用するとき。 40パーセント

イ 暖房を使用するとき。 30パーセント

別表第2(第7条関係)

附属設備使用料

特殊機器・備品名	単位	金額(円)
音響装置	1式(午前、午後、夜間各回)	630
多目的ホール・プロジェクター	1式(〃)	1,150
展示パネル	1枚(〃)	100
プロパン・電磁調理器	1回(〃)	630
ビデオ機器持込み	1日1台当たり	1,050
カラオケ機器持込み	1日1台当たり	1,050

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第2(第7条関係)

附属設備使用料

単位 [円]

特殊機器・備品名	単位	1回当たり使用料
音響装置	1式_____	630
多目的ホール・プロジェクター	1式_____	1,150
展示パネル	1枚_____	100
プロパン・電磁調理器	1回_____	630
ビデオ機器持込み	1台_____	1,050
カラオケ機器持込み	1台_____	1,050